



# 氷川町のおいしいを再発見!

## 第14回 氷川町特産料理コンクール

10月28日(日)、道の駅竜北物産館において、第14回氷川町特産料理コンクールが開催され、8つの個人・団体から出品がありました。

これは、氷川町の特産品を利用してオリジナルの料理を作ってもらうことで、新しい食べ方の提案や地産地消の普及・販路拡大を図ることを目的としているものです。

料理とお菓子の2部門があり、今年は両部門で梨を使ったものが多く見られました。



▲表彰式の様子

▲ビストログリーン賞



▲審査の様子

### 氷川町特産料理コンクール入賞

#### お菓子の部

**金賞** 小島 美津留さん(北鹿野)  
Pear pie, Bean paste butter



**銀賞** 福田 恭子さん  
寺田 瑠音さん(八代農業高校)  
梨のタルトタタン



**銅賞** 小島 詩萌さん(北鹿野)  
キャラメル梨ッフル



#### 料理の部

**金賞** 徳田 あけみさん(八代市)  
魚とくだもの、野菜コンビ



**銀賞** 中根 恵子さん(下鹿島)  
「なしサラダ」ありヨ



**銅賞** 小島 美津留さん(北鹿野)  
もっちもっちあげ煮



### 道の駅レストランで期間限定販売決定!!

#### ビストログリーン賞受賞作品

徳田あけみさん(八代市)の『魚とくだもの、野菜コンビ』がビストログリーン賞に輝きました。この作品は、道の駅竜北物産館レストランにおいて、12月1日(土)から16日(日)まで販売していますので、ぜひご賞味ください。



## 忘れずに申告を

## 償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は、毎年1月1日時点で、土地・家屋・償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる構築物や機械、器具、備品などの資産のことで、所有者はその資産の所在する市町村に毎年申告しなければなりません。法人や、自営業の人も申告の対象となります。

### 課税対象

- ① 事業に利用することができる、土地および家屋以外の資産
- ② 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③ 減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費として算入できるもの
- ④ 自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと

### 主な業種の償却資産の例

農業	理・美容業
ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、畦畔コンクリート、農業散布用ヘリコプター、器具、その他農業用機械など ※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車は対象外	看板、洗面設備、理・美容椅子、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線灯、湯沸器、ハサミ、パーマ器、サインポールなど
飲食業	不動産貸付業
借用店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオンサイン、カラオケなど	門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場舗装、受変電設備、中央監視制御装置、外灯など

### 太陽光発電設備

家屋の屋根や遊休地などに設置された事業用の太陽光発電設備は、固定資産(償却資産)の申告対象となります。

設置者	全量買取(10kW以上)	余剰売電(発電出力を問わない)
個人(住宅用)	事業用資産となり <b>申告対象</b>	住宅用設備となり <b>申告対象外</b>
個人(事業用)・法人	事業用資産となり <b>申告対象</b>	

### 償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。減価償却の方法は定率法で、算式は次のようになります。

$$\text{① 前年中に取得された償却資産の評価額} \cdots \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

$$\text{② 前年前に取得された償却資産の評価額} \cdots \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※求めた金額が(取得価額×5/100)より小さい場合は、(取得価額×5/100)を評価額とします。

### 税額の算定

$$\text{評価額を課税標準額として税額を算定} \cdots \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

※償却資産についての課税標準額の合計が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。

### その他

町で把握している事業者については、12月下旬に申告書を送付します。また、平成30年中に新規に事業開始した人は、取得された償却資産を全て申告する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】 税務課 資産税係 ☎52-5853**